

# 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則

|    |            |            |
|----|------------|------------|
|    | 平成16. 4. 1 | 制定         |
| 改正 | 平成18. 4. 1 | 平成19. 4. 1 |
|    | 平成23. 4. 1 | 平成26. 4. 1 |
|    | 平成27. 4. 1 | 令和元. 9. 26 |
|    | 令和 4. 4. 1 |            |

(趣 旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

**第2条** 学長選考・監察会議は、国立大学法人法（平成15年法律112号。以下「法人法」という。）第12条の規定による学長の選考及び同法第17条の規定による学長の解任の申出を行うとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考方法に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業務執行の状況に関する事項
- (4) その他学長の選考及び解任に関する事項

2 学長選考・監察会議は、法人法第11条の2の規定による報告を受けたとき、又は学長が同法17条第2項及び第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(組 織)

**第3条** 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者の中から、国立大学法人群馬大学経営協議会において選出された者 4人
- (2) 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者の中から、国立大学法人群馬大学教育研究評議会において選出された者 4人

(任 期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

**第5条** 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

**第6条** 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

**第8条** 学長選考・監察会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、旧国立大学法人群馬大学学長選考会議規則（以下「旧規定」という。）第3条第1項第1号から第3号まで規定する委員であった者で、施行日に本規定第3条第1項第1号及び第2号の規定により選出された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規定による委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 令和4年4月1日に新たに選出された委員の任期は1年とする。